

専門職大学院制度の見直しについて（論点整理）

I 総論

(1) 関係する業界や職能団体をはじめとした社会（「出口」）との連携や、社会（「出口」）のニーズに対応する形での高度専門職業人の輩出の必要性

- 高度専門職業人養成についての社会のニーズを把握することが必要。また、社会のニーズからみると、不足している分野や不要な分野があるのではないか。また、他分野とクロスオーバーが重要。
- 関係業界との連携が未確立
- 我が国のホワイトカラーの労働生産性が上がらないのは、企業が知識に対して価値を置かず、処遇しないからではないか。社会（「出口」）に処遇の改善を働きかけるべき。
- 専門職学位を取ってもキャリアアップにつながる仕組みができていない。
- 社会に対し、高度専門職業人養成の必要性を発信すべき。
- 専門職学位を有することのメリットの周知が必要。進路等を情報提供すべき。
- どういうところを修正していけばよいかを知る上で、アドバイザーリーボードは役に立つ。**
- 各専門職大学院が、高度専門職業人養成のためのプロセスにおいて、どの部分を担うのか**整理が必要。**
- 各専門職大学院において養成する人材像の**具体化・明確化が必要。**
- 職業資格に直結する分野とそうではない分野に分けた検討も必要。

→社会（「出口」）が求める高度専門職業人の輩出を担保するため、社会（「出口」）との一層の連携による人材養成機能の強化を各専門職大学院に促すとともに、適切な形で専門職大学院制度にも位置づけることが必要ではないか。また、こうした取組や積極的な情報提供を通じて、社会（「出口」）の理解を得ていくことが必要ではないか。

※「新たな高等教育機関」に係る審議経過報告においては、「制度設計に当たり重視すべき視点」として「産業界・地域等との対話・協力を積極的に推進する。各職業で必要とされる能力や地域等の人材需要を明確化しつつ、これを育成する教育課程を編成し、相互の連携により、当該課程の実施・改善を図る。」とされている。

案）ステークホルダーからなるアドバイザーリーボードを設置し、各専門職大学院の重要事項について意見を伺うことを義務づける、又は、設置し意見を伺うことを促す。

(2) 専門職学位課程と修士課程の人材養成機能、教育内容の役割分担

(参考) 大学院における高度専門職業人養成について（答申）(H14.8) 抜粋

- ・専門職大学院は、現在の専門大学院の役割を発展させ、修業年限や教育方法、修了要件等の制度を「**高度専門職業人養成**」という目的に一層適した柔軟で弾力的な仕組みとするものであり、現行の専門大学院を包摂するとともに、その枠組みを更に広げた新しい形態の大学院として創設する。
- ・工学系や薬学系などの修士課程のように、**既存の大学院の課程において技術者等の高度専門職業人の養**

成が相当の比重を持って行われている大学院の課程もあるが、これらの大学院の課程においては、同時に研究者養成も重要な役割として位置づけられていることから、一律に専門職大学院に移行することは適当ではない。ただし、当該課程において、これらを特定の高度専門職業人養成に特化した課程として分化する場合、当該分化した課程については、新たに専門職大学院として設置することが適当である。

(参考) 新時代の大学院教育 (答申) (H17.9) 抜粋

- 新たな制度としての専門職大学院の急速な広がりに伴う諸課題も浮かび上がってきており、このことは、専門職大学院の果たすべき役割とそれ以外の大学院の果たす役割、さらには学部段階の教育との関係も含めた大学全体に及ぶ課題も投げ掛けている。このため、専門職大学院(専門職学位課程)の実績を見つつ、修士課程及び博士課程との関係等を踏まえて、その在り方については、今後、検討すべき課題であると考える。
 - 修士課程は、幅広く深い涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う課程である。具体的には、①高度専門職業人の養成、②知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を行う課程、あるいは、③研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要への対応等社会のニーズに的確に対応することが求められる。
 - 専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として、明確な役割を担うことが適当である。
- 法令上、修士課程との差が分かりにくいいため、専門職学位課程の独自性を制度上位置付けるべき。
- 実習が多い、職業倫理が学べる、といった教育課程上の差別化も必要。
- ⇒社会(「出口」との連携強化という観点から、教育課程、教員組織、認証評価等の在り方を見直し、「理論と実務の架橋」、「国際的に通用する高度で専門的な知識・能力の涵養」といった目的に一層適した柔軟で実践的な制度とすることにより、修士課程との差別化を図ることが必要ではないか。

II 各論

1. 教育課程等

(1) 社会(「出口」)が求める教育課程、授業の提供

※専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。(専門職大学院設置基準6条)

※専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。(専門職大学院設置基準8条)

※教職大学院は10単位以上の実習が求められている。

○時代に合わせたカリキュラムの革新が必要。

○学生の職業経験の有無や、経験年数に応じたカリキュラム編成が必要。

⇒社会(「出口」との連携により、教育課程を編成・実施する体制の整備の義務付けが必要か否か。

※「新たな高等教育機関」に係る審議経過報告においては、「企業等や産業・職能団体、地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制の整備を義務付ける。」とされている。

案) 各専門職大学院において教育課程を編成する際、ステークホルダーから意見聴取することを義務付ける、又は、意見聴取するよう促す。

⇒社会（「出口」）と連携して行う、インターンシップ等の実習、事例研究、現地調査などの実践的な授業について、一定時間・割合以上の実施を義務付けることが必要か否か。

※「新たな高等教育機関」に係る審議経過報告においては、「企業内実習など企業等と連携して行う授業等について、質の確保を図りつつ、一定時間以上の履修を義務付けるとともに、これを含めた実習等の科目全体の割合についても、一定割合以上を義務付ける。」とされている。

案) 実践的な授業について一定時間・割合以上の実施を制度的に位置付けることはしないが、その重要性に鑑み、コアカリキュラムを策定する際に、分野の特性を考慮しつつ、一定の目安等を示す。

(2) 核となる科目、共通的な到達目標の明確化

※コアカリキュラム策定分野：MOT(H22)、会計(H21)、法科大学院(H21 H22))

○コアカリキュラムという概念がなく、ある程度の分野特化が必要。

○同分野の専門職大学院が“棲み分け”できる仕組みが必要。

○社会的認知を得るため、コアカリキュラムの策定が有効。

○コアカリキュラムの導入を促すため、認証評価機関との連携強化が必要。

⇒教育の質保証と、教育内容を可視化する観点から、社会（「出口」）と連携するとともに、国際的な動向も視野に入れつつ、各分野でのコアカリキュラム（共通的な到達目標）を策定し、必要に応じて更新することが必要ではないか。

案) コアカリキュラムを、各分野において、ステークホルダーの参画を得た上で策定し、必要に応じて更新することを促す。その際、望ましい必要単位数や実践的な授業の扱いについて一定の目安等を示すとともに、国際的な動向、学生の職業経験の差等を踏まえる。また、各専門職大学院が独自性を発揮できるよう配慮する。

⇒認証評価により、策定したコアカリキュラムの導入を促進することが必要ではないか。

案) 策定したコアカリキュラムの導入状況を、認証評価において確認（各専門職大学院の判断で導入しない場合は、合理的な理由の有無を確認）する。

(3) 専門職大学院設置基準上の必要単位数の在り方

※専門職大学院（法科、教職以外）30単位、法科93単位、教職45単位

※修士30単位（修士論文の作成が必要）

○修了要件単位数としては、社会人学生には40単位程度が限界。

⇒各分野でのコアカリキュラムの策定にあわせて、社会人学生に配慮しつつ、必要な学修量の検討が必要ではないか。

案) コアカリキュラムの策定にあわせ、各分野において望ましい必要単位数を提示する。

(4) 成長が見込まれる分野に特化した経営人材の養成機能の強化

○社会（「出口」）のニーズからみると、不足している分野や不要な分野があるのではないかと。また、他分野とクロスオーバーが重要。

○ビジネススクールが、各分野に専門性を有する専門学校等と提携し、当該分野に強みを有する経営人材を育成することが考えられる。

⇒各専門職大学院が、社会（「出口」）や地域のニーズを踏まえ、自らの強みや特徴を伸ばすための取組を行うことを促進するための制度見直し（専任教員）が必要ではないか。

⇒分野に強みを有する経営人材の養成のため、ビジネススクールと専門性を有する専門学校等との連携の促進が必要ではないか。

案) 各ビジネススクールに対し、専門性を有する専門学校等との連携の重要性を明示し、取組を促進する。（7.とも関連）

(5) 社会人に対する多様な教育課程の提供など継続教育の充実

○仕事を続けながら通学できる仕組み作りが必要。

⇒ノンディグリープログラムの提供、ICTの活用等、社会人が修学しやすい仕組み作りが必要ではないか。

案) 社会人が仕事を続けながら通学できるよう、各専門職大学院に対し、社会のニーズを踏まえたノンディグリープログラムの提供やICTの活用等を促す。また、地方公共団体・企業等に対し、社会人が仕事を続けながら通学することについての理解を促すための方策を検討する。

(6) 国際的な認証を受ける世界基準の教育課程の開発

○日本人のみを対象とせず、アジアの市場を取り込むべき。

⇒国際的通用性のある分野については、国際的な認証機関の受審等を通じ、アジアをはじめとした海外からの留学生を想定した教育課程の開発が必要ではないか

案) 国際的通用性のある分野における専門職大学院に対し、国際的な認証機関の受審等を通じた、アジアをはじめとした海外からの留学生を想定した教育課程の開発を促す。

2. 教員組織

(1) 実務家教員の在り方

※実務家教員比率：専門職大学院（法科、教職以外）3割、法科2割、教職4割以上

※実務家教員：おおむね5年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有する者

※みなし専任教員：1年につき6単位以上担当し、かつ、組織運営について責任を担う者

- 教員組織に占める実務家教員の割合に上限がなく、実務家教員が教員組織の大半という大学もあり問題。
- 実務家教員でも社会（「出口」）との関わりを長期間持たないと実務の最新の動向に疎くなるため、適正性を認証評価でチェックすべき。
- みなし専任教員制度の活用により、実務家教員をうまく教育の現場に取り込むことが必要。
⇒「理論と実務の架橋」を図るためには、バランスの取れた教員組織とすることが必要ではないか。

案) バランスの取れた教員組織となるよう、教員組織に占める実務家教員の割合に上限等を設ける、又は、上限等は設けないがバランスの取れた教員組織であることを認証評価で確認する。

⇒研究能力を併せ有する実務家教員の配置を義務付けることは必要か否か。

※「新たな高等教育機関」に係る審議経過報告においては、「理論と実践の架橋を担う教員として、研究能力を併せ有する実務家教員の配置を一定割合以上義務付ける。」とされている。

案) 研究能力を併せ有する実務家教員の配置は義務付ける、又は、義務付けはしないが実務家教員の適正性を認証評価で確認する。

⇒実務家教員の適正性を認証評価でチェックする必要があるのではないか。

案) 実務家教員の適正性を認証評価で確認する。

⇒社会（「出口」）との連携により、最新の知識を有する実務家教員のローテーションによる派遣が必要ではないか。

案) 最新の知識を有する実務家教員のローテーションによる派遣を確保することが望ましい旨を明示するとともに、実務家教員の適正性を認証評価で確認する。

⇒大学院の運営についての責任を担保した上で、実務家教員の「みなし専任教員」の要件を一定程度緩和することは考えられないか。

案) 最新の知識を有する実務家教員の確保を促進するため、実務家教員の「みなし専任教員」の担当科目数について、大学院の運営についての責任を担保することを前提として、現行6単位のところ4単位程度に緩和する等の是非を検討する。

(2) FD（ファカルティ・ディベロップメント）の充実強化

※専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする（専門職大学院設置基準11条）

- FD は機能していない。プロフェッショナルスクールの教員としての訓練が必要。
- 実務家教員のFDが必要。また、研究者教員が実務家教員から学ぶことも必要。

⇒研究者教員と実務家教員の連携により、双方の教育力の向上を促すFDの実施が必要ではないか。

案) FDの実施にあたっては、研究者教員と実務家教員の連携により、「理論と実務の架橋」を図るために双方の教育力の向上を促すための取組が必要である旨を規定する。

(3) 専任教員数の在り方

※修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数+研究指導補助教員数

※必置教員は、博士課程(後期)を除き、他の学位課程の必置教員数に算入できない。

○専任教員数の確保がネックとなり、修士課程から専門職大学院への移行が進んでいない。

○リカレント教育等の観点から、専門職大学院が、現行の専攻と同様の分野で、異なる専攻を設けるような場合、必要専任教員数を軽減する措置が必要ではないか。

⇒各専門職大学院が、社会(「出口」)や地域のニーズを踏まえ、自らの強みや特徴を伸ばすための取組を行うことを促進するため、教育の質を維持しつつ、専任教員数の在り方を見直す必要があるのではないか。

案) 同一研究科内に専攻を新設する場合は、教員基準数を一定程度緩和することを検討する。また、専門職大学院を新設する場合、時限付き(例えば、創設から5年以内)で、必置教員について学部等とのダブルカウントを認めることを検討する。

3. 認証評価

(1) 社会(「出口」)との連携による認証評価

⇒社会(「出口」)からの意見も踏まえつつ、教育課程や教員組織の適正性をチェックすることが必要ではないか。

※認証評価機関は、評価の過程において、地方公共団体、民間企業等の関係者から意見をきかなければならないとする省令改正を実施(大学分科会の審議まとめを踏まえ、平成28年3月31日に公布)

案) 認証評価機関は、修了生の就職先(民間企業等)、学生、その他のステークホルダーから意見をきき、認証評価に反映させることが必要であり、その際、特に、修了生が、各専門職大学院の人材養成上の目的に沿った活動を行っているかを確認することが必要である旨を明示する。

(2) 「国際的に通用する高度で専門的な知識・能力の涵養」機能の担保

⇒認証評価において、社会(「出口」)側の見解を踏まえつつ、コアカリキュラム(共通的な到達度目標)の導入状況を評価すべきではないか。

案) 策定したコアカリキュラムの導入状況を、認証評価において確認する。

⇒認証評価において、国際的な同等性・通用性の確保が必要ではないか。

案) 認証評価における、国際的な同等性・通用性の確保の必要性を明示し、認証評価機関における取組を促す。

(3) 機関別認証評価と分野別認証評価との効率化

※機関別認証評価 (大学等の総合的な状況の評価)

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況の評価 (7年以内ごと)

※分野別認証評価 (専門職大学院の評価)

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価 (5年以内ごと)

⇒特に大学院大学の専門職大学院については、機関別、分野別の認証評価の効率的な受審が可能ではないか。

案) 機関別評価にあたって、分野別評価の結果の活用により効率的に評価することを検討する。また、大学院大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化して受審することを可能とすることを検討する。

(4) 国際的な評価機関の評価の在り方

※専門職大学院は、大臣の認証を受けた機関による分野別評価の受審が義務づけられているが、大臣が定める措置を講じているときは、認証機関による分野別評価の受審が不要とされる。

※大臣が定める措置としては、外国に主たる事務所を有する団体で、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文科大臣が指定した団体から、教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、大臣に報告すること、が挙げられている。

※これまで、文科大臣が外国の評価機関を指定した例はない。

○国際的な評価機関の評価を受ける場合、あわせて国内の認証評価を受けることは負担が大きい。

○国際的な評価機関の評価を受けた場合、その結果を国内の認証評価機関が確認するという方法をとれないか。

⇒国際的な評価機関の認証を得た場合、国内の分野別認証評価との重複をどう考えるべきか。

案) 国際的な評価機関の認証を得た場合、国内の認証評価基準との整合性を確保しつつ、国内の認証評価の受審に伴う負担の大幅な軽減を図る措置を検討する。

4. 情報公開の促進

(1) 社会(「出口」)に対する情報公表の促進

※学教法施行規則上、「就職等の状況」についての情報公開が求められている。

○社会に対し、高度専門職業人養成の必要性を発信すべき。

○専門職学位を有することのメリットの周知が必要。進路等を情報提供すべき。

○特に専門職大学院は、修了生が、目標どおりの人材として育てているかをフォローアップする責任がある。

⇒「就職等の状況」、修了生の活躍状況等について、積極的な情報公開を行うことが必要ではないか

案) 修了生の就職状況に加え、それ以降の活躍状況についての情報公開の促進を検討する。

⇒社会（「出口」）との連携についてのポリシーの策定・公表を行うことが必要ではないか。

案) 社会（「出口」）との関係において具体的にどのような人材の養成を目指しているのか、専門職大学院での学修は当該人材養成のためのプロセスにおいてどの部分（例：入門部分）に該当するのか、また、そのためにステークホルダーとどのような連携を図って教育内容を充実するのか等についてのポリシーを策定・公表することの義務づけを検討する。

⇒専門職大学院の魅力の発信に取り組むべきではないか

5. 職業資格試験等との関係

(1) 専門職学位の取得が試験の一部科目免除の要件となっている資格試験や、資格と関連する研修等と、専門職大学院における教育内容との有機的な連携を図る方策

○公認会計士試験は受験資格の制限がない。

○公認心理師制度においても、専門職大学院が制度的に位置づけられることが必要。

○専門医養成開始にあたり「社会医学系専門医」養成のための基礎コースとしての活用も見据えた検討が必要。

○公衆衛生士資格を取得した場合の就職等におけるメリットが必要。

⇒高度専門職業人養成の観点から、専門職大学院と職業資格試験等との望ましい連携の在り方を検討するとともに、各資格を所掌している省庁と連携し、各資格と専門職大学院との関係性を個別に検討することが必要ではないか。

案) 受験資格を含めた職業資格試験の在り方や、資格修得者を評価し受け入れる仕組みの在り方について、プロセスとしての高度専門職業人養成の観点から、十分配慮が必要である旨を明示する。

6. 専門職大学院の教員養成

(1) 専門職大学院の教員養成の在り方

○教員の後継者養成の際、実務性と学術性の両立をどう求めるかも検討が必要。

○後継者養成が遅れている。

○後継者養成のためには、博士課程との接合した部分が必要。

○後継者養成のため、従来の博士課程ではなく、専門職学位課程の上にある博士課程も必要。

⇒専門職大学院修了生が、スムーズに博士後期課程へ進学できるようにするための方策が必要ではないか。

案) 後継者養成のため、博士課程への進学希望者が、何らかの形で論文指導を受けることができるよう取組を促す。

7. その他

(1) 専門職大学院の更なる機能強化のための方策

⇒社会（「出口」）との連携を一層促進するとともに、グローバル化や地域密着、発展が見込まれる特定分野の強化といった専門職大学院の強みや特徴を伸ばすための方策が必要ではないか。

案) 各専門職大学院における、グローバル化、地域密着、特定分野といった自らの特色や強みや特徴を伸ばすための取組を促進するため、例えば、一定の基準を満たしたと認められる専門職大学院を新たに認定する制度を検討する。制度の導入にあたっては、多くの分野と関連が深い経営系分野から開始することも一案。